

## 6. サービス利用料金(1回あたり)(契約書第6条参照)



介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金(料金表)の1割です。ただし、介護保険の給付の範囲をこえたサービス利用は全額自己負担となります。



### 【料金表 基本料金】

週1回の利用		
要支援1・2	1ヶ月	12,340円
週2回の利用		
要支援1・2	1ヶ月	24,680円
週2回を超える利用		
要支援2のみ	1ヶ月	40,100円



※身体介護・生活援助の区別はありません。

- 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の介護予防サービス計画に定められた目安の時間を基準とします。

## 7. 介護保険介護予防給付の対象となるサービス(契約書第4条参照)

ご利用者の自立した生活をお手伝いするために、以下のサービスを提供します。

### (1) 身体介護

#### 食事介助

食事の介助を行います。

#### 排泄

排泄の介助や、おむつ交換を行います。

#### 通院介助

通院の介助を行います。

#### 体位変換

体位変換を行います。

#### 入浴介助

入浴の介助または、入浴が困難な方は体を拭く

### (2) 生活援助

#### 掃除

居室の清掃を行います。(利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の清掃は行えません。)

#### 洗濯

衣類の洗濯を行います。(ご家族分の洗濯は行えません)

#### 調理

食事の用意を行います。(ご家族分の調理は行えません。)

#### 買い物

日常生活に必要な物品の買い物をを行います。(預金・貯金の引き出しや預け入れは行えません。)